

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八年 七月 三十日

中国四国厚生局長
竹林 経治

[illegible]

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八年 七月 三十日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
いなば調剤薬局の場店	鳥取市的場二丁目七一	令和八年九月十七日
日本調剤の場薬局	鳥取市的場二丁目四〇番	令和八年九月十五日
ふせ薬局	鳥取市布勢三二一番五	令和八年九月一日
青空薬局	米子市道笑町四丁目一二二番地八	〃